

低露点環境保証サービス申込書

契約番号 _____

日付：

貴社は、本申込書裏面の「デンソーウェーブ 低露点環境保証サービス約款」の内容について承諾の上、株式会社デンソーウェーブに対して、以下の通り低露点環境保証サービスを申し込みます。

1. お申込者様（ご契約者様）

会社名				印
ご契約者様 (役職/氏名)				
ご住所	〒			
ご担当者様		所属		
TEL		E-Mail		

2. 請求先情報 ←お申込み者様情報と同じ場合はこちらにチェック（以下記入不要）

会社名			
ご住所	〒		
ご担当者様		所属	
TEL		E-Mail	

3. 設置環境

室内露点温度		℃	室内温度		℃
清浄度クラス	ISO Class		工程内容		

4. 対象ロボット型式、シリアルNo.

No.	ロボット型式	シリアルNo.
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

低露点環境保証サービス約款

株式会社デンソーウェーブ（以下、「弊社」）は、お申込者様（以下、「貴社」）にご購入いただきました弊社製産業用ロボット、及びロボットコントローラ（以下、総称して「製品」）に関する低露点環境保証サービス（以下、「本サービス」）を提供するにあたり、以下の通り取り決めます。貴社は、本約款に同意の上本サービスをご注文いただき、その円滑な実施にご協力いただくものとします。

保証サービスの内容

製品を構成する各部品に、本約款表面の申込書にて約定される製品の設置環境（以下、「低露点環境」）での製品使用を直接の原因とする故障が発生し、弊社または弊社の指定するサービス店においてこれを認めた場合は無償修理（以下、「保証修理」）いたします。

保証修理は、部品の交換、または補修により行うものとします。なお、保証修理には、製品の故障部位および交換部品に関する報告は含まれますが、故障の原因解析は含まれません。

保証修理では、次の費用を弊社にて負担いたします。

- ・交換する部品の部品代
- ・補修する際の補修材の費用
- ・修理作業費

上記以外の費用(弊社スタッフの出張費、保証修理が完了した製品の返送費など)は貴社のご負担となります。

保証サービスの対象期間

本サービスの対象期間は、製品出荷日から起算して 24 ヶ月とします。ただし、その期間内でも、製品のご使用開始から 18 ヶ月、または、運転（稼働）時間が 6,000 時間までのいずれか早い時期までとします。

なお、対象期間経過後の故障修理については、すべて有償とさせていただきますのでご了承ください。

適用除外項目

本サービスの対象となる場合を除いては、製品の通常保証の適用除外項目に準じます。

詳しくは製品の取扱説明書をご確認ください。

通常保証の準用

本約款に定めのない事項については、製品の通常保証に準じます。

詳しくは取扱説明書をご確認ください。

中途解約

貴社は、いかなる場合においても本サービスを中途解約することはできず、弊社は、サービス料金を返金する義務を負いません。

免責事項

本サービスは、あくまで製品の通常保証に対する付加的なサービスであり、低露点環境での製品使用を直接の原因とする製品の故障・劣化等により発生した逸失利益、生産の損失、生命・身体的損害、製品以外への物損、その他の間接的または結果的な損害等についてまで補償するものではありません。

以上